

## 指定特定相談支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人可茂会が設置をする可茂学園相談支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な特定相談支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 特定相談支援は、利用者又はその保護者等の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
  - 4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 5 事業の実施にあたっては、前4項のほか関係法令を遵守し実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 可茂学園相談支援センター
- (2) 所在地 岐阜県可児市瀬田1648番地の9

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員）  
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業員の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 1名（常勤専従職員）  
相談支援専門員は、利用者の福祉に関する各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う基本相談支援及びサービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う。
- (3) 事務職員 2名（常勤兼務職員）  
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として毎週月曜日から金曜日。ただし、祝日及びお盆、年末年始休暇等事業所が別に定めた日は休みとする。
- (2) 営業時間 原則として午前9時から午後5時までとする。

(指定特定相談支援事業の内容)

第6条 指定特定相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) アセスメントの実施
- (4) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
- (5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- (6) モニタリングの実施
- (7) 前各号に掲げる相談支援等に付帯する便宜

(利用者から受領する費用及びその額)

- 第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、利用者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行った場合には、それに要した交通費の実費を徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は1kmあたり30円を乗じて得た額とする。
  - 3 事業所は、前2項に費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
  - 4 事業所は、前2項の費用の額に係る相談支援の提供に当っては、あらかじめ利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 原則として通常の事業の実施地域は、可児市、可児郡御嵩町とする。
- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(主たる対象者)

- 第9条 事業所において、指定特定相談支援を提供する主たる対象者は原則として、次のように定める。
- (1) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
  - (2) 障害児（18歳未満の知的障害者及び身体障害者）
    - 2 身体障害者、精神障害者の相談支援については、他事業所を紹介するなど連携して対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定特定相談支援の提供により事故が発生した場合は、県ならびに市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、提供した指定特定相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して、県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査または斡旋に協力するものとする。

(虐待防止に関する措置)

第12条 利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(研修)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとともに、適切かつ効率的に事業が実施できるよう職員の勤務の体制を整備する。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、退職等で職員でなくなった場合においてもその秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずる。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する指定特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定特定相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人可茂会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成25年10月1日から施行する。

この規程は平成26年10月1日から施行する。